

相談料無料

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う

「緊急小口資金等の特例貸付」  
の返済でお悩みの方  
弁護士に相談しませんか？

—愛媛弁護士会所属の弁護士が電話で相談をお受けします—

たとえば

償還免除を受けられなかったけれど返すめどがたっていない・・・

貸付金の返済だけでなく元々の債務もまだ残っている。どうしよう・・・

などなど

電話相談実施日時 2023年2月2日(木)  
13:00～17:00

電話番号 089-932-5200

※本電話番号は、相談日以外にご利用いただけません。

※面談相談はできません。※通話料はご負担いただきます。

※回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】愛媛弁護士会 ☎ 089-941-6279

(9:00～12:00、13:00～17:00)